

岩手県告示第 150 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
北上市滑田 18 地割	16 番 1	田	田	m <sup>2</sup> 619	m <sup>2</sup> 100
”	30 番	”	”	532	86
”	34 番	”	”	1,044	413
”	39 番 1	”	”	1,044	219
”	47 番 1	”	”	949	22